



▲栗きんとんなどの栗菓子



▲たれ付きの五平餅



▲寒天育ちの豚肉

■市内の魅力ある特産品を多数用意

恵那市を知ってもらい、まちづくりを応援するファンづくりを進めるため、市の魅力発信につながる地域特産品や体験、サービスなどの返礼品を拡充しました。返礼品は全て市内の事業者が提供しています。栗菓子や五平餅、地酒、寒天育ちの豚肉など、70品以上を用意しました。

1万円以上の寄付で、市の特産品を贈呈しています。受け入れた寄付金は、各地域のまちづくり活動や人口減少対策、子育て、教育などの施設

策に活用されています。寄付額が多くなるほど市民へ還元され、市内事業者の収益も上がり市全体が潤います。市外の知人友人に「ふるさとえな応援寄付金」を勧めてください。市内にお住まいの寄付者には返礼品を届けることはできませんのでご注意ください。

寄付手続きや返礼品などの詳細は、市ウェブサイト (<http://www.city.ena.lg.jp/>) かふるさとえな (https://www.furusato-tax.jp/city/product/21210) で紹介しています。

☎ 移住定住推進室 (内線337)

■対象となる違反内容

飲食店、物品販売店、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物で、立入検査により違反が確認された建物が公表対象です。

■対象となる違反内容

消防法で建物に義務付けられた消防設備 (屋内消火栓設備、スプリン



■公表内容

次の3項目です。①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

☎ 恵那消防署 ☎ 26-0119、岩村消防署 ☎ 43-0119、明智消防署 ☎ 55-0119、上矢作分署 ☎ 47-0119

ふるさとえな応援寄付金 (ふるさと納税) の返礼品を拡充!

市外の知人や友人に勧めてください

平成31年4月1日から違反対象物公表制度を開始

消防法令に違反する建物を公表します

■違反対象物公表制度とは

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容をインターネット上に公表し、市民の皆さんにお知らせするものです。

建物の危険性に関する情報を事前に入手して、建物を利用する際の判断を可能とすることによって、火災被害の軽減を図ります。防火対象物の関係者には、防火管理業務の適正化や消防設備などの適正な設置を促します。

■公表時期と方法

消防署が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が是正されない場合、市ウェブサイトで公表します。

■水道や下水道工事の融資 あっせんと利子補給制度

市では、水道と下水道の工事にかかる費用の融資をあっせんし、この融資に対する利子補給を行っています。

■対象工事 ①一般家庭の給排水設備の設置工事や、既設のくみ取り便所を水洗便所に改造するための工事 ②下水道を使用できない地域で浄化槽を設置するための工事 (浄化槽設置整備事業補助金の対象経費を除く)

※工事着工前に手続きが必要です。家屋の新築や建て替えに伴うものは除きます

■融資 あっせん限度額 200万円

■利率 2.00% / 年

■返済期間 5年以内

■借入先 市内金融機関

■利子補給額 利子の全額 (限度額10万円) を返済完了後に補給します。※延滞した場合にかかる利子は除く

■合併浄化槽の設置整備事業補助金

50人槽以下の合併処理浄化槽を設置した場合に、市から費用の一部を補助しています。工事着工前に申請が必要で、工事は平成31年3月末日までに完成する必要があります。

本年度の申込期限が迫っています。設置を予定している方は、早めに申し込みください。

申請書などは市ウェブサイトです入手できます。

■補助額 専用住宅で設置する場合の、補助額の上限は次の通りです。

▽5人槽 58万2千円

▽7人槽 66万4千円

▽10人槽 79万8千円

※11人槽から50人槽の補助額は問い合わせください

■申込期限 11月30日 (金)

※予算額に達した場合は期日前でも締め切ります

☎・☎ 上下水道課 (本庁舎2階、内線218)

■安心お守りキットって何?

1人暮らしや日中1人になる高齢者や障がい者などの、医療情報や緊急時の連絡先などを記入した用紙を入れた筒状の容器です。自宅の冷蔵庫に保管することで、緊急時に救急隊員などが、お守りキットの中の救急情報・医療情報を確認し、救急活動に活用することができます。

■どんな人が利用できるの?

■対象 ①65歳以上の1人暮らしの方 ②65歳以上の高齢者世帯 ③言語障がい、聴覚障がいなどにより意思疎通の困難な1人暮らしの方 ④療育手帳所持者で、その障がいの程度がAと判定された方 ⑤高齢者、意思疎通の困難な方などで、一定の時間帯に1人になる方

利用を希望する方は、申請書に必要事項を記入し、高齢福祉課各振興事務所に申し込みください。

■使っている安心お守りキットの情報を更新しましょう

現在、安心お守りキットを使っている場合は、救急の際に役立てるため、記載されている情報が古くなっていないか確認し、最新の情報に更新してください。更新が終わったら、用紙欄外の空いた場所に「平成〇年〇月〇日更新」と記入しておきましょう。

☎・☎ 高齢福祉課 (西庁舎1階、内線165)



▲筒状容器の「安心お守りキット」

生活環境の改善や水域の環境保全につながります

下水道利用や浄化槽設置を支援

高齢者世帯や障がいを持つ方の万が一の事態に備えて

安心お守りキットを利用ください